

山北町企業等の立地促進に関する条例

<p>[対象企業]</p> <p>山北町に事業所を新設等した企業</p> <p>[対象地域]</p> <ul style="list-style-type: none"> 工業系地域(工業地域・準工業地域) 山北町特定地域土地利用計画における利用検討ゾーン 	<p>[その他の要件]</p> <ul style="list-style-type: none"> 投下資本額3億円以上(中小企業5,000万円以上) 国税、都道府県税、市町村税の完納 企業立地促進地区にふさわしい事業内容であること(立地規制との整合等)
<p>1. 固定資産税の不均一課税</p> <p>[支援内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> 賦課される年度から5年間(1/2軽減) 但し、本社機能を移転した場合又は、従業員住宅を設置する場合は7年間 	<p>2. 雇用奨励金の交付</p> <p>[支援内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> 町内に住所を有する新規雇用従業員の雇用5人以上(中小企業は3人以上) 新規雇用従業員×20万円(障害者雇用は10万円加算) 300万円を限度として交付
<p>3. 立地奨励金</p> <p>[支援内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> 10,000m²以上の一団の土地に借地権又は事業用定期借地権を設定し、立地した場合 当該土地の固定資産税相当額の1/2を1年について500万円を限度に交付 立地の翌年度から5年間(本社機能を移転した場合又は、従業員住宅を設置する場合は7年間)交付 	

問合せ

山北町商工観光課商工観光班 (0465) 75-3646